佐賀県告示第二百二十七号

土地収 用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「 法 という。) 第二十条

の規定に より事業の認定をしたので、 次のとおり告示する。

平成二十四年八月三十一日

佐賀県知事 古川康

一 起業者の名称 佐賀市

事業の種類 佐賀市健康運動センター 拡張整備事業

三 起業地

(-)収用 の部分 佐賀市高木瀬町大字長瀬字四本松地内

(三) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、 次のとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判

断されるため、事業の認定をしたものである。

○ 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、 佐賀市高木瀬町大字長瀬字四本松地内における三万

六百四平方メー トルの土地を起業地とする佐賀市健康運動センター 拡張

整備事業(以下「本件事業」という。) である。

本件事業は、 法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置

する公園、 緑地、 広場、 運動場、墓地、 市場その他公共の用に供する施設」

に関する事業に該当する。

たがって、 本件事業は、 法第二十条第一号の要件を充足すると判断さ

れる。

二 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である佐賀市は、 般会計等により既に財源措置等を

講じていることから、 本件事業を施行する権能を有すると認められる。

たがっ て 本件事業は、 法第二十条第二号の要件を充足すると判断 **a**

れる。

三 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

ある。 存 月に同市 合計画 (基本構想・ 教育」 の健康運動センター 本件事業は、 が策定し を重視し 平成二十三年三月に佐賀市が策定した「 た総合的な取組の た「佐賀市スポー 後期基本計画)」 の隣接地にサッ ツ振興基本計画」 一環として、 の基本構想にある「 カ l グラウンドを整備するもので また、 の施策として、 平成二十 第一次佐賀市 福祉」、「 環境」、 年三 総

成 十 他の競技の利用に支障を来す状況となってい あ 高まりやサッ るが、 既存の 八年度 供用後の多目的グラウンドについ 健康運動センタ から平成二十二年度まで カ ー 人口の増加等により、 は 平成十六年五月に供用を開始 の平均で四十五パ サッカー ては、 る。 近年の の利用件数 セント サ ッ の割合が平 力 し た を占め、 人気 もの ഗ で

ッカーグラウンドがあるが、 以上を満たしてい また、 現 在[、] 佐賀市内においては、 な 61 状況である。 全国大会や九州大会の誘致条件である四面 県の施設として三面の天然芝の サ

能となる。 れ を増やし、 ている多目的グラウンドにお のため、 幅広い年齢層において、 本件事業により、 各種競技 いては、 一層のスポ サッ の兼用グラウ カー 以 ツ振興を図ることが可 外 ンドと の競技 の て利用 利用機会 2

ロサッ アクセスの良さを活かし 方 カ ー 本件事業に チ ム等のサッ より 新設するサ カ ー た全国大会等の会場として、 競技者の練習場等として利用されること ツ カー グ ラウン ۴ は また、 高速道路 市民やプ から

市民のスポー 興に大 ツヘ 61 の関心度を高めることが期待されるなど、 に貢献するもの である。 佐

賀市のスポ

ツ

振

に

より、

ップ「 提供することができ、 も期待されるものである。 されることと、 本件事業の完成により、 サガ ン夢プラザ」 平成二十四年二月に また、 とが相まっ スポー プロサ ツを通じて、 ッカー て 開業したサガン鳥栖のアンテナショ 観 チー 客の来佐等による経済的効果 市民に優れた ムの練習場等として利用 教育環境 を

τ が予定されており、 害対応機能を併せ持 及び本件起業地を大規模災害時における住民 いる。 また、 佐賀市地域防災計画にお 地域防災の面で重要な役割を果たすことが期待され つ「 拠点避難地」 い ては、 とし 既 存 て指定し、 の避難場所とするなど、 の健康 運動セ 及び整備 ン タ すること 敷 災 地

の 流出 なお、 ており、 の発生を抑えるなど、 本件事業の施行に当たって 周辺の環境に影響を及ぼ 周辺 の は す危険は生じな 環境に配慮 排出ガス、 して工事を進め 騒音、 L١ 振 動及び濁水 ることと

存するもの たがっ て と認められる。 本件事業の施行によ り得られる公共の利益は、 相当程度

1 失われる 利益

響評価 カゼト 賀県 つ ている可能性があることが判明した。 環境影響評価条例 本件事業は、 て調 ゲ ツ の対象外の事業であるが、 查 タ ۴ ナゴ及び準絶滅危惧種として掲載されているメダカが生育 IJ したところ、本件起業地付近には、 スト」 環境影響評価法 (平成九年法律第八十一号) (平成十一年佐賀県条例第二十五号) に絶滅危惧 起業者が任意で希少な動物及び植物に 類種とし て掲載され 佐賀県が発行 ている淡水魚類 に基づく環境影 してい 及び佐賀県 ද 佐

動物 辺に は類 への影響は極めて少ないと認められる。 似 ながら、 の環境が広く残されることから、 本件事業によって改変される範囲はわずか 本件事業 の施行に伴う当該 であり、 周

護に 第九十五条第一項の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地の平尾二本杉遺 が発見された場合には、 が また、本件起業地には文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四 つ 確認されてい い て十分留意 るが、 Ų 起業者は本件事業の 速やかに本県教育委員会と協議を行い、 本件事業を進めることとし 施行に当たり、 て いる。 埋蔵文化財 その保

られる。 したがって、 本件事業の施行により失われる利益は、 軽微であると認

ウ 代替案との比較

業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。 境に与える影響が少ないこと、 性などを考慮し、 及び経済的観点から総合的に検討した結果、 ること、 本件起業地につ 一定の駐車場面積を確保することが可能であること、 選定した三つの候補地を比較して、 ては、 立地条件、 事業費が安価であること等、 施設等の設置基準及び経済的合理 最も優れた案として本件起 立地条件が優れ 社会的観点 周辺

事業計画についても合理的であると認められる。 利益とを比較衡量すると、 以上のことから、 本件事業の施行に 得られる公共の利益は失われる利益に優越し、 より得られる公共 の利益と失わ

لح められるので、 たがって、 本件事業は、 法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。 土地の適正かつ合理的な利用に寄与するも

法第二十条第四号の要件への適合性 事業を早期に施行する必要性

ァ

前記のとおり、 本件事業は、平成二十一年三月に佐賀市が策定し た

るため、 隣接地にサ 賀市スポーツ振興基本計画」 同計画の計画期間が平成二十一年度から平成二十六年度までとなってい 本件事業を早期に施行する必要性があると認められる。 ツ カ ー グラウ ンドを整備するため の施策として、 既存の健康運動センター に計画されたも のであり、 の

تع ガ 賀市内に天然芝又は が提出されており、 また、 の拠点の早期整備についての要望書が提出されている。 ン鳥栖が練習のために利用が可能で、 社団法人佐賀県サッカー 株式会社サガン・ドリー 人工芝のサッ 協会及び佐賀市サッカー カー グラウ 練習試合も開催できる練習場な ムスからも、 ンド設置につ しし 協会から、 佐賀市内にサ ての要望書 佐

1 起業地 の範囲及び収用又は使用の 別の合理性

本件起業地の範囲は、 本件事業の事業計画に必要な範囲であると認め

られる。

ಠ್ಠ どめられ、 また、 収用の範囲は、 収用又は使用の範囲の別につ 全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にと 61 ても合理的であると認められ

められるため、 以上のことから、 法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。 本件事業は、 土地を収用する公益上の必要があると認

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

五

佐賀市役所 都市政策課